

就学援助について(お知らせ)

鳴門市教育委員会

☆ 就学援助制度について

就学援助制度は、経済的な理由によって就学困難な児童生徒に学用品費等の援助を行い、小・中学校における義務教育の円滑な実施を図るものです。

☆ 就学援助の対象について

就学援助を受けることができる方は、原則として鳴門市に住所を有する児童生徒の保護者で、生活保護法に規定する要保護者に準ずる程度に生活が困窮しており、鳴門市教育委員会が受給を必要と認めた方です。

- (1) 経済的理由で生活が困難な方
(2) その他特別な事情がある方

当初受付の申請書提出期限：4月21日

※前年中所得により判定しますので、19歳以上の世帯員については税の申告をしておいて下さい。

※各種税金等の減免や児童扶養手当を受けているという理由だけでは認定にはなりません。世帯全員の所得額を基準として認定します。

※必要に応じて学校長あるいは民生委員の助言を求める実態調査を行います。

☆ 就学援助の内容について

支給費目および支給金額については、次のとおりです。

※支給金額については、令和7年度予定額であり確定額ではありません。

支 給 費 目	対 象 者		小学校 単価	中学校 単価
学 用 品 費	全 学 年	鳴門市に居住	年額 11,630円	年額 22,730円
通 学 用 品 費	1 年 生 以 外	鳴門市に居住	年額 2,270円	年額 2,270円
校 外 活 動 費 (宿泊を伴わないもの)	参 加 者	鳴門市に居住	交通費・見学科の額 上限 1,600円	交通費・見学科の額 上限 2,310円
校 外 活 動 費 (宿泊を伴うもの)	参 加 者	鳴門市に居住	交通費・見学科の額 上限 3,690円	交通費・見学科の額 上限 6,210円
新入学学用品費 ※入学準備金受給者除く	<u>4/21までに</u> <u>申請があった1年生</u>	鳴門市に居住	年額 57,060円	年額 63,000円
修 学 旅 行 費 *予算範囲内で支給	参 加 者	鳴門市に居住	実費(自由行動や班別行動中等の経費は除く。)	実費(自由行動や班別行動中等の経費は除く。)
P T A会費	全 学 年	鳴門市に居住	年額 3,450円	年額 4,260円
卒業アルバム代等	卒業する児童生徒	鳴門市に居住	上限 11,000円	上限 8,800円
オンライン学習通信費	全 学 年	鳴門市に居住	年額 14,000円	年額 14,000円
給 食 費	全 学 年	鳴門市立小中在校	実 費	実 費
医 療 費	学校病で治療の 指示を受けた者	鳴門市立小中在校	健康保険負担分を除いた自己負担額	

●学校病とは、①トラコーマおよび結膜炎 ②白癬(水虫)、疥癬および膿痂疹(とびひ) ③中耳炎 ④慢性副鼻腔炎(ちくのう症) およびアデノイド ⑤う歯(むし歯) ⑥寄生虫病(虫卵保有を含む)をいいます。

☆ 就学援助の申請について

令和6年度に認定を受けられた方も、令和7年度の申請が必要となります。

申請書に必要な事項を記入し、添付書類を封筒に入れて提出してください。

申請書については、市内各小中学校及び教育委員会にあります。

1. 申 請 書

※ 小学生と中学生のお子さんがある場合は、どちらかの学校に申請書等を1部提出してください。

※ 申請にあたって必要な手続き

(1) 申請にあたっては、世帯全員の方(住民票は別でも一緒に住んでいれば同一世帯とみなします)の所得の合計で判断します。税の申告がされていめせんと、審査ができませんので、必ず申告をしておいて下さい。

(2) 申請書に個人番号の記載が必要になっておりますので、番号と本人確認のできる書類が必要になります。

なお、令和7年1月1日に鳴門市に住民登録がない場合は、同意書が必要となります。詳しくは、教育委員会学校教育課までお問い合わせください。

2. 提 出 先 ……お子様が通学している各学校または教育委員会 学校教育課

3. 申請書の提出期限 当初申請締切日：4月21日

※申請は、提出期限後も随時受け付けています。ただし、学用品費・学校給食費等の援助費は、申請書を受付した月の翌月(認定月)以降分の金額が支給となりますのでご注意ください。毎月月末が締め切りとなり最終締切日は、2月末日です。(締切日が休日の場合は、前日が締切)

☆ 援助費の支給について

援助費の受け取り方法は次の2つから選択できますが、教育委員会が必要と認めた場合は、受け取り方法を変更することがあります。

(1) 学校長委任払 …… 学校長に援助費の請求、受領、返納等の処理を委任する方法

(2) 直接口座振込 …… 申請者(保護者)の指定する口座に年3回で援助費を振り込んでもらう方法

振込予定日 7/16…4～7月分、12/10…8～11月分、3/5…12～3月分

※振込予定日が土曜日、日曜日または祝日になる場合は、その直前の日となります。

※直接口座振込を選択した方で、申請内容に変更があった場合は振込ができませんので必ず申し出てください。

詳しくは、各学校または教育委員会学校教育課(☎686-8802)までお問い合わせください。